

第1章 計画の目的・構成・施設の概要

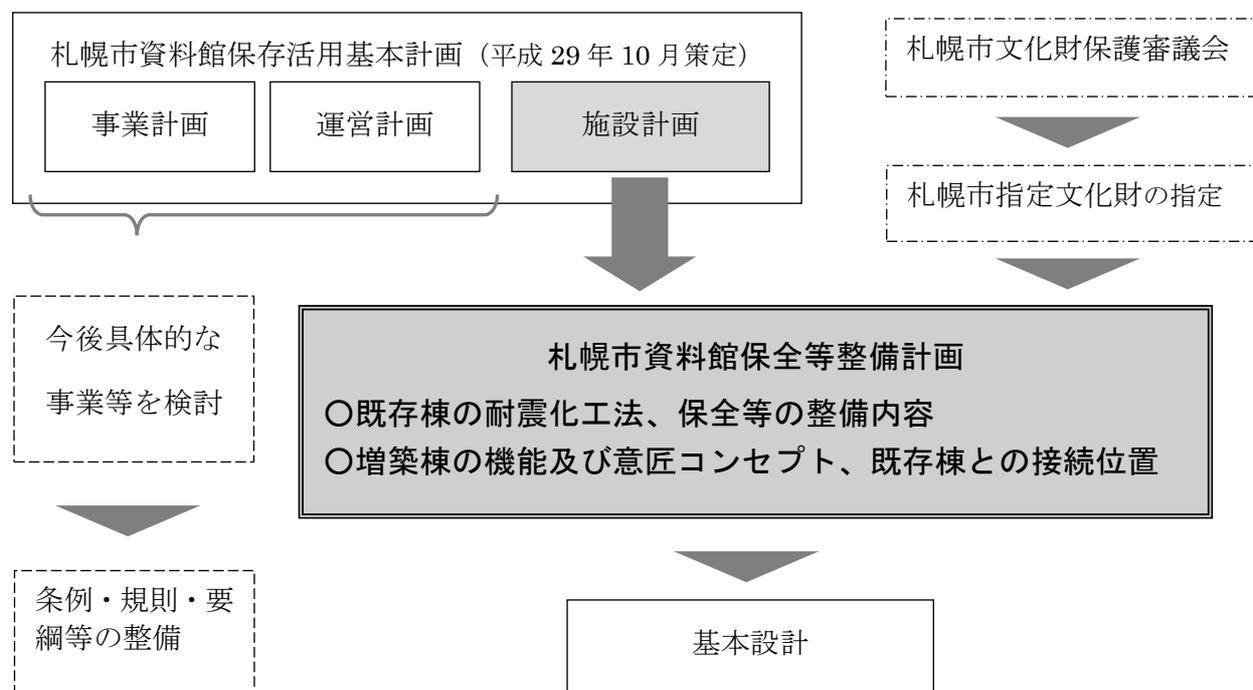
1-1 計画の目的

札幌市資料館保全等整備計画（以下「整備計画」という。）は、平成29年（2017年）10月に策定した札幌市資料館保存活用基本計画（以下「基本計画」という。）の施設計画で定めた内容について、保全等整備の基本的仕様を整理することを目的とする。

検討にあたり、札幌市資料館は平成30年（2018年）3月8日に札幌市指定文化財の指定を受けたこと、将来的には国の重要文化財となり得る歴史的価値、建築的価値を有する貴重な財産であることを十分に認識しながら進める必要がある。

更に、札幌市資料館の構造形式である組積造^{※1}の建築物の耐震化は札幌市においては前例のない試みであることも踏まえ、平成29年（2017年）11月から平成30年（2018年）2月にかけて、歴史的建造物、建築構造、建築環境、まちづくり、アートに係る学識経験者等からなる「札幌市資料館保全等整備計画検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、議論を行った。

この整備計画は、検討会議での意見なども踏まえて策定するものであり、これに基づき今後の設計、改修工事を計画的に進める。



1-2 計画の構成

第1章 計画の目的・構成・施設の概要

本計画に関する基本的な事項を定めるとともに、札幌市資料館の基礎情報として諸元を示す。

第2章 文化財的価値を尊重した改修の方向性

文化財的価値を継承するための改修にあたっての基本的考え方、敷地空間の整備等の方向性及び文化財としての建築基準法の取扱いについて定める。

第3章

札幌市資料館

既存棟

の整備

3-1 耐震改修等

耐震性能の目標を設定し、耐震化の工法を選定するとともに、非構造部材の耐震化や地震以外の自然災害に対応した構造性能の考え方を定める。

3-2 建築部材等の修復

劣化状況等に応じた建築部材の修復方法、創建時の環境システムの復原について定める。

3-3 内部意匠への配慮

創建時の意匠の復原や、創建時の室内の趣を活かした展示等を可能とする内装について定める。

3-4 建築設備の改修

必要な建築設備の概要、室内の温熱環境の計画・管理、防火避難安全確保のための設備の概要を定める。

第4章

増築棟の整備

4-1 収容機能と規模

増築棟の収容機能と増築棟の規模を定める。

4-2 接続位置と意匠コンセプト

増築棟の配置、既存棟との接続位置及び既存棟との調和を図るための意匠コンセプトについて定める。

(巻末資料) 札幌市資料館保全等整備計画検討会議の経過

1-3 施設の概要

- (1) 名称：札幌市資料館（旧札幌控訴院）
- (2) 所在地：札幌市中央区大通西13丁目4番地194、4番地200
- (3) 建築年：大正15年（1926年）
- (4) 構造：^{そせきぞう}組積造（レンガ及び軟石）、鉄筋コンクリート造2階建
- (5) 諸元：建築面積849.80㎡、延べ面積1,637.85㎡、敷地面積7,120.4㎡
- (6) 指定等

ア 札幌市指定文化財（札幌市文化財保護条例）：平成30年（2018年）指定

イ 札幌景観資産（札幌市景観条例）：平成19年（2007年）指定

- (7) 地域地区等

ア 用途地域：商業地域（容積率400%、建ぺい率80%）

イ その他地域地区：準防火地域、60m高度地区、大通風致地区 第1種（東庭部分）

ウ 景観計画重点区域：大通地区

